令和５年２月１日

『輸血を拒否される患者様に関する治療方針』

基本方針

当院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し「相対的無輸血」の方針に基づき、以下のごとく対応致します。

1. 無輸血治療のために最善の努力をつくしますが、輸血により生命の危険が回避できる可能性があると判断した場合には、輸血を実施致します。その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施致します。
2. エホバの証人の信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療」に同意する文書には署名致しません。
3. 全ての手術や出血する可能性のある治療には輸血を伴う可能性があり、輸血拒否により手術・治療の同意書が得られない場合であっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合は手術を実施致します。
4. 以上の方針は、患者様の意識の有無、成年・未成年にかかわらず適用致します。
5. 自己決定が可能な患者様、保護者又は代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力をしますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他院での治療をおすすめ致します。

苑田第一病院

院長　渡邊　善広